

# 尾張旭市議会報告会実施要綱

(平成29年8月29日 議会運営委員会確認)

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市議会が開催する議会報告会（以下「報告会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告会の開催と決定)

第2条 報告会の開催は、議長が各派代表者会に諮って決める。

2 報告会は全議員で構成し、参加するものとする。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会の審議に関する事項
- (2) 常任委員会の所管事務調査等に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 常任委員会以外の会議等で取り組んでいる事項
- (5) その他議長が必要と認めた事項

(報告会実行委員会の設置)

第4条 報告会を開催しようとするときは、議会報告会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置し、開催回数、日時、場所及び内容等を決めるものとする。

(実行委員会委員の構成)

第5条 実行委員会委員（以下「委員」という。）の定数は、議長、副議長を除き、会派の所属議員数の比率によって選出し、概ね6人で構成する。

2 委員の選任は各派代表者会で協議の上、決めるものとし、5月の議会人事終了後、すみやかに選任するよう努める。

3 委員は報告会の運営に関し、中心的な役割を担うものとする。

4 委員の任期は1年とする。

5 議長及び副議長は、実行委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 実行委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長、副委員長は実行委員会の互選により決めるものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(実行委員会の招集)

第7条 実行委員会を委員長が招集する。

2 実行委員会は、委員の過半数の出席がなければ、実行委員会を開くことができない。

3 会議は、公開とする。ただし、委員長が実行委員会に諮って非公開とすることができる。

(市民への周知)

第8条 報告会の周知は、市議会だより及び市議会ホームページ等により行うものとする。

(報告会の運営)

第9条 報告会における司会進行などの役割は実行委員会において決定し、記録者1名を選任する。

2 報告会は、2時間程度とし、内容は概ね次に掲げるとおりとする。

(1) 議会報告

(2) 質疑応答

(記録)

第10条 報告会の記録は、記録者において要約筆記する。

(資料)

第11条 報告会で配付する資料は実行委員会において作成する。

(結果の公表)

第12条 報告会の結果は、実行委員会委員が議長に報告書(様式第1号)を提出するものとする。

2 議長は、前項報告書の提出があったときは、報告会終了後、速やかにその内容を市議会ホームページ及び市議会だよりで公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成29年8月29日から施行する。

議会報告会報告書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

実行委員名

議会報告会実施要綱第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
開催場所	
出席議員	
参加人数	人
実施内容	
主な意見 ・提言等	